

## 34 北名古屋市

2017年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

### 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

#### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

#### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

介護保険料については、介護保険利用者が急増することが予測されており、長期的な展望に立って基金の取り崩し等により、急激な介護保険料の増加を抑制するとともに、所得段階の多段階化や国・県の低所得者保険料軽減負担金の活用により、低所得段階者へ配慮した算定に努めてまいります。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

介護保険料の低所得者対策については、所得段階区分が第1段階から第3段階に該当する方で、生活保護基準に相当する世帯に属する方を対象として、減免制度を実施しております。また、介護保険の利用料については、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度により低所得者の方の負担軽減を実施しております。

## (2) 介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

地域包括ケア推進室にて、社会福祉士や介護支援専門員などの専門資格を持った職員を任用しており、介護保険の相談や案内をさせていただきます。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

相談者の意向をよく聞き取り、適切に案内していきます。

## (3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

介護保険事業計画等に従い、施設整備を進めていきます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

特例入所について、周知に努めてまいります。

## (4) 総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

介護予防を意識し、利用者の自立を手助けできる事業としていきたいと考えております。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

**国・県の方針に沿って事業を進めていきます。**

#### **(5)高齢者福祉施策の充実について**

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

**地域高齢者ふれあいサロンは事業委託しており、市内32か所で開催しています。委託料を支払っているため、助成金は考えておりません。**

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

**住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度については、平成20年4月1日から実施しています。高額介護サービス費については、実施の予定はありません。**

#### **★(6)障害者控除の認定について**

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

**現在、すべての要介護認定者に対して障害者控除対象者認定書を発行しています。**

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

**基準日時点で資格をお持ちの全ての要介護認定者に、認定書を発送しております。**

## **2. 国保の改善について**

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

**北名古屋市の一般会計からの法定外繰入額は、平成28年度で約7億円となり、1人当たりの繰入額は県下でも上位である一方で、1世帯及び1人当たりの国保税調定額は低くなっています。1人当たりの医療費も毎年増加し続けており、国保財政は大変厳しい状況になっているため、保険税を引き下げる予定はありません。**

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

**今後も18歳未満の子どもの均等割については、国の基準どおり行います。**

- ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

**資格証明書の発行はしていません。**

- ④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

**北名古屋市では通常、短期保険証は3か月(18歳未満は6か月)の有効期限で交付しています。保険証の更新時に接触を図ることで、きめ細やかな納税相談や現状をお聞きできるため、大事な機会と捉えていますので、現行のとおり行います。**

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**国の基準どおり行います。**

**また、チラシを窓口に設置するなど周知しています。**

### **3. 税の徴収、滞納問題への対応など**

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

**差押え禁止財産の差押は違法であり、預金債権であっても、預金の性質、通常の残高を十分考慮したうえで滞納処分を行っております。納税相談においては、実情を把握したうえで納税者有利を念頭に置き対応しております。納税の緩和措置につきましても、滞納者の状況を的確に把握し適用しております。**

### **4. 生活保護について**

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

**法の趣旨に基づき適切な相談のもと判断を行っております。又、就労支援相談員を配置し稼働年齢層の者に対する就労支援を行うとともに、相談にも応じています。**

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

**北名古屋市では、ケースワーカー全員が正規職員であり、県が主催する研修に交代で参加し、就労支援や生活指導を個別に行えるようにしている。**

③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

**生活保護法の規定に基づき、本人の同意のもと調査を行っています。**

④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

**生活保護法の規定に基づき、移送費を給付しています。**

## 5.福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**県の福祉医療制度より拡大して実施しています。**

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

**無料化だけでなく、他の施策も合わせて子育て支援と考えていますので、実施する予定はありません。**

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

**精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の精神科診療以外も対象として助成しています。**

## 6.子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

**県調査の結果を活用します。**

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

**計画は策定していませんが、母子・父子自立支援員を配置し、相談や指導を行うとともに、高等職業訓練促進費事業、自立支援教育訓練給付金事業及びひとり親家庭等日常生活支援事業等を実施し、自立を支援しています。**

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度

途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

**生活保護基準の見直しについては、近隣市町の状況を見て検討していきます。**

**年度途中の申請については、案内文書で周知しています。また、支給内容の拡充は当面考えておりません。(平成23年度にクラブ活動費、PTA会費、生徒会費を拡充)**

**入学準備金の支給については、入学前支給を検討しています。**

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

**市内NPO法人が実施を検討しており、支援を検討します。**

**なお、小学校4年生以上の児童生徒を対象に放課後や長期学校休業日等にアフタースクール教室を実施し、基礎学力の充実が必要な児童生徒を支援しています。**

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

**学校給食は、学校給食法第11条において、給食材料費については保護者のふたんとする規定されております。しかし、教育の一環として考えた場合、補助制度の考えもありますが、児童生徒の教育環境(ハード、ソフト面)向上のための財政的ニーズもますます膨らむ現状では、無償化とすることは困難でありますのでご理解をお願いいたします。なお、給食費未納の保護者には、就学援助制度の説明を行っております。**

- (3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

**0～1歳児保育のニーズの高まり及び国の給付制度を鑑み、民間による小規模保育事業を進めていますが、平成30年4月開設の九之坪保育園は公立保育園として運営します。**

- (4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

**平成27年度に給付制度が創設され、民間事業所においては財源確保が保障されていると考えます。**

## **7. 障害者・児施策の拡充について**

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

**共同生活援助事業の建設、設置及び事業費補助等を実施している。**

**各サービスの支給時間は、個々のケース毎に余暇利用も含めて支給を行っている。**

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるよ  
うにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受け  
ている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

**今のところ、実施する予定はありません。**

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

**障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料の無償化の予定はありません  
が低所得者に配慮した負担軽減措置は今後も継続して実施します。**

**なお、地域生活支援事業における利用者負担額は、制度当初から無償化で実施しておりま  
す。**

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、  
本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

**65歳到達前に家庭訪問を行い、障害者本人に制度説明を行っている。**

1)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らない  
でください。

**障害福祉サービスを打ち切ることは行っていません。高齢福祉課と連携し制度を説明し利  
用申請を行うように促していきます。**

2)障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支  
給時間を削減することが無いようにしてください。

**障害福祉サービスの支給時間を削減することはしていません。  
個々のケースに応じて、支給時間を決定しています。**

⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院へ  
ルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

**国の施策通りに行います。**

⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報  
酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

**今のところ補助の予定はありません。**

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために  
福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するた  
めに、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

**本市社会福祉協議会が小学校等で福祉実践教師等を行い、福祉に関する啓発活動を実施し**

ています。

今のところ補助の予定はありません

## 8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

ロタウイルスワクチン、子どものインフルエンザワクチンの任意予防接種は、助成制度を設けています。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、障害者のインフルエンザワクチンについては、今のところ助成については考えておりません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の助成額は、これ以上の増額は考えておりません。

また、2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについても今のところ考えておりません。定期接種の期間が平成26年度から平成30年度までで終了する予定ですが、さらに定期予防接種の周知と共に過年の定期対象者は任意予防接種事業(1回のみ)での助成ができることを周知します。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

#### (2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上